

新型コロナウイルス感染症関連の各種支援策（国等の施策）

◎資金繰り

●日本政策金融公庫による特別貸付

新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、最近1か月間の売上高が5%以上減少している事業者が対象。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

資金の使いみち	運転資金、設備資金
担保	無担保
貸付期間（据置）	設備 20 年以内、運転 15 年以内（据置期間）5 年以内
融資限度額（別枠）	中小事業 3 億円、国民事業 6,000 万円
金利	当初 3 年間基準金利▲0.9%、4 年目以降基準金利 中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%

●マル経融資の金利引下げ等（新型コロナウイルス対策マル経）

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため「**別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の貸付金利から▲0.9% 引下げ**」を実施。

加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長します。

さらに制度改正により、「**現在の借入金との借り換え**」もご利用可能になりました。

●特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して**利子補給を実施し実質無利子化を図る。**

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方。

- ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件・・・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員 20 名以下
卸売業、小売業、サービス業は従業員 5 名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初 3 年間
- ・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業 1 億円、国民事業 3,000 万円
（商工中金）危機対応融資 1 億円 ※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

◎給付金

●持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。

【給付額】

前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

商工会窓口でも申請のサポートを致します！2019年の確定申告書・決算書（税務署受付印のあるもの）、2020年の売上帳、運転免許証、振込先口座の通帳をご持参ください。

令和3年1月15日まで申請ができます。

◎助成金

●雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成。

【対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【措置の内容】

○通常の助成内容・対象の大幅な拡充を実施

令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業 4/5、大企業 2/3）

※中小企業であり雇用を維持し続けているなど一定の要件満たす場合は10/10助成

ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（令和2年3月1日時点で8,330円を上限額とする。）

制度の拡充や申請要件の緩和等があり、現在も流動的な制度となっております。

詳しい内容については最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせ下さい。



新型コロナウイルス感染症関連の各種支援策（県の施策）

○福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金

・概要

「県の要請や協力依頼に応じて」緊急事態措置の期間のうち少なくとも4月28日（火）から5月6日（水）までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じている事業所に協力金が交付されます。

・要件

令和2年4月20日（月）以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること。

福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

・交付額

原則10万円、ただし県内の事業所を1か所賃借していれば20万円、複数箇所を賃借していれば30万円

・申請に必要な書類

申請書（休業期間、法人番号（法人に限る）等を記載）、営業実態が確認できる書類（例：直近の確定申告書の写し等）、休業の状況が確認できる書類（休業期間を周知するHPやポスター等）

・申請受付期間

令和2年5月15日（金）から令和2年7月31日（金）まで

・申請方法

郵送・オンライン申請どちらも対応可能です。

◎さらに、5月7日（木）以降も継続して休業要請等に応じて施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じ、事業再開に向けて感染防止の対策に取り組んでいる事業者に対しては、協力金に加えて一律10万円が交付されます。

※対象となる業種など詳細は商工会までお問い合わせください。

○福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金（今後公表予定）

・概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により大きな影響を受け、売上が大幅に減少している事業者に対し、解除後に向けた準備等に要する経費を支援します。 **※10万円(定額)**

・交付要件

2020年4月期または5月期の売上が対前年度同月比50%以上減少したことを理由として国の持続化給付金の交付を受けていること。

（ただし、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付対象となる者を除く。）

「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること。

・交付に必要な書類（予定）

申請書（法人番号（法人に限る）等を記載）・対象月の月間事業収入がわかる書類・国の持続化給付金の交付を受けたことがわかる書類など。

※申請開始時期、申請方法など制度の詳細につきましては、**決定次第公表**となります。

○飲食店応援前払利用券発行支援事業（がんばるおらほの飲食店エール券）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、飲食店の利用が大幅に落ち込んでいることから、県が発行するプレミアム付き前払利用券を各飲食店が販売することにより、即座の現金収入の確保と飲食店の利用促進を図ることを目的として実施。

消費者は飲食店で使用できる前払利用券を購入することでお得にサービスの提供を受けられるとともに、地域の飲食店を応援。

- 販売額：1,000円/枚（1枚単位で購入可）
- プレミアム率：個人事業主が営む店舗：20%（200円）※額面は1,200円
法人事業者が営む店舗：10%（100円）※額面は1,100円
- 販売方法：前払利用券取扱店での店頭販売
- 販売上限：個人事業主：900枚 法人事業者：1,800枚
- 利用期限：令和3年1月末日
- 使用対象：前払利用券を販売した店舗で支払う飲食代金等 ※テイクアウトやデリバリー含
※お申込み、お問い合わせは商工会まで（7月31日まで）

新型コロナウイルス感染症関連の各種支援策（町の施策）

○西会津町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

感染症拡大防止のため休業や時短営業等に協力いただいた事業者に対して協力金を給付します。

- 国の持続化給付金の受給者に国からの給付金額の10%を上限に給付（上乗せ）
- 県の感染症拡大防止協力金を受給した事業者に10万円を給付（上乗せ）
- 県の使用制限協力依頼対象施設一覧に掲載され、かつ協力金の対象外である事業者で休業等を行った者に5万を給付

○新型コロナウイルス感染予防対策企業補助金

法人格を有する事業者が従業員感染予防対策として支出した経費の1/2（上限20万円）を支給
令和2年4月1日～6月30日までの経費が対象※1回限り

従業員20人以上：20万円、10人以上：10万円、2人以上：5万円 ※金額は上限額

○中小企業融資制度資金利子補給補助金

新型コロナウイルスに係る新規の利子補給及び既存の利子補給への上乗せ補助

- （1）国・県の新型コロナウイルス対策資金を活用した事業者（3年以内、上限額3000万円）
- （2）既存の利子補給への上乗せ（1年間50%→100%）

○消費応援商品券の配布

町民1人当たり5,000円の商品券を配布し、町内での消費を応援します。

○オンラインショップ開設への支援

町内事業者がオンラインショップを開設した費用のうち、自己負担額の1/2（上限25万円）を支援します。

給付金試算

例. 2019年の売上が1200万円（月売上100万円）で前年同月比売上が50%以下の個人営業の飲食店。※店舗は賃貸の物件 県の休業要請のため4/28~5/6まで時短営業、なお5/7以降も時短営業し、3密を避けるなど感染防止に努めている。

○持続化給付金（国の施策）

前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

1,200万円－(50万円×12ヶ月)＝1200万円－600万円

＝600万円

＝100万円（※個人の場合上限は100万円）

○福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金（県の施策）

休業要請に応じて、時短営業しているため10万円交付

また、店舗は賃貸物件であるため10万円上乗せ

さらに、5/7以降も時短営業をしており、3密を避ける工夫をしているため10万円上乗せ

合計30万円の支給

○福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金（予定）

国の持続化給付金該当事業者が該当になった場合、10万円を上乗せ

※上記協力金該当者は対象外となります

県から合計30万円の支給

○西会津町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

・国の持続化給付金の受給者に国からの給付金額の10%を上限に給付（上乗せ）

100万円×10%→10万円

・県の感染症拡大防止協力金を受給した事業者に10万円を給付（上乗せ）

→10万円

町から合計20万円の支給

支給の総合計は150万円